

○議長（小林哲雄）

以上で一般質問を終了いたします。

次に参ります。日程第2 議案第25号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律第9条の規定に基づき設置する、開成町鳥獣被害対策実施隊の隊員に報酬を支給したいので、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の提案をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新）

それでは、議案第25号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月4日提出。開成町長、府川裕一。

一枚おめぐりいただきまして、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律第4条に基づきまして、被害防止の施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成25年度に開成町鳥獣被害防止計画を策定しております。その計画を適切に実施していくために、同法9条の規定により、平成26年10月1日に開成町鳥獣被害対策実施隊を規則により設置し、有害捕獲活動に積極的に取り組む隊員、これは足柄上猟友会、開成支部会員のうち、推薦された者を隊員として配置いたしまして、さらに開成町鳥獣被害防止計画を適切に実施して、農業被害と生活被害の軽減を目指すものでございます。

この開成町鳥獣被害対策実施隊員の身分は、鳥獣被害防止特別措置法第9条第5項の規定に基づきまして、町長の指名を受けた者を非常勤職員とすることから、鳥獣被害対策実施隊員の職名及び報酬の額を追加するものでございます。なお、鳥獣被害対策実施隊の報酬は、年額1,000円としておりますけれども、これは足柄上鳥獣対策協議会、これは1市5町で形成しておりますけれども、こちらの方針、並びに足柄上猟友会会長方の了承を得て、金額を定めているものでございます。

それでは、条文に入らせていただきます。

開成町条例第 号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年開成

町条例第1号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。改正前、目的、第1条、この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき、次の各号に掲げる非常勤の職員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。こちらの1号から53号までは省略いたしまして、その次に新設といたしまして改正後。改正後のところに54号を追加いたしまして、鳥獣被害対策実施隊員を設けてございます。次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。改正後、別表第2条関係、こちらに54号といたしまして、職名、鳥獣被害対策実施隊員。報酬額といたしまして、年額1,000円というものを設けるものでございます。附則といたしまして、この条例は平成26年10月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(小林哲雄)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

高橋久志議員。

○2番(高橋久志)

2番議員、高橋久志です。

今回の費用弁償に関して、鳥獣被害を防止する関係で、この内容的には理解するところですが。町からの説明では、開成町において10人ぐらいの方が、これに該当するということを聞いているところがございます。ご承知のように、開成町においてはこういったものを駆除しているのか、これはハクビシンとかスズメとかという話は聞いておりますけれども、どちらかというところ開成町においては、ほかの町への支援、応援活動、これが主力的になってくるのか。もちろん、開成町におかれている駆除活動というのは今までどおり進められているというふうに理解をしております。そこで、金額については1市5町が足並みをそろえてという形ですけれども、国の法律では、この金額については具体的な数字は示されていないと。これは、関係するところにおいて調整を図りながら、いわゆる年間の、今回提案されたのは1,000円ですけれども、そういう形の国からの指導がされているのかどうか。確認の意味でお願いしたいと思います。

○議長(小林哲雄)

産業振興課長。

○産業振興課長(井上新)

高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、お話しいただきましたとおり、開成町では猟友会の会員が現在10名いらっしゃいます。実施隊の設置規則のもとでは、20人以内というふうに規定してございます。そういったところでは、10人の中から推薦をいただくという形でございますけれども、先日、猟友会の支部長さんとお話をさせていただきましたけれども、実際、免許をお持ちの方は開成町に、ほかに何人もいらっしゃるという現状があるようでござ

ざいます。今回、こういった実施隊になりますと、技能試験の試験料が免除になったりとか、そういったこともございますので、メリットがございますので、ほかのそういった方たちの取り込み、そういったこともあるかというところがございます。

それと、あとこの報酬額の関係でございますけれども、国のほうからは財政的負担を抑制すべきであるというところもございまして、いろいろ何度も、この金額につきましては、年額1,000円という金額でございますので、その辺の賛否は1市5町の中でもございましたけれども、開成町でも松田、山北、そういった所に応援として、実際に行かれているという実態があるということでございまして、その辺は、この辺、近隣の1市5町で統一すべきといったところがございまして、その辺は1市5町の連携のもとにやる実施隊という側面もございまして、そういったところを踏まえて決定をさせていただきたいというところがございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

今回、開成町非常勤職員の報酬の部分に、職名としてこのような団体が入ってくるというのは理解するところなんですけど、この内容を見ていると年額1,000円という、本当に少量の金額で、この報酬をもらうために今回、職名を追加したのではないのかなという部分でちょっと見ているんですけども、今回一番大きなポイントというのは非常勤職員にすることによって、その身分が認められ、公務災害をもらえるというところに大きなポイントがあり、その猟友会の狙いがあるのかなというふうに自分は見ているんですけど、そこら辺の部分の話し合いがあって、国県町双方が絡む中で、ではどこで受けるかという中で、今回この非常勤職員という部分で明記をされた経緯があるのか。そこら辺をお聞きしたいと思います。当然、年額1,000円というのは報酬の値にならないと思うんで、そこら辺のメリット、もしくはどこかのよりどころという部分で、今回こういう条例の改正を提案されたのか。そこら辺のところを確認したいと思います。

○議長（小林哲雄）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新）

山田議員のご質問にお答えします。

まず、メリットがあるからそうなったというところではございませんで、鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための特別措置に関する法律、ちょっと長いんですけども、こちらの法律の第9条第3号におきまして、この非常勤は市町村長が任命するものというところと、第5項のところに、鳥獣被害対策実施隊員は非常勤とすると、法律で非常勤にしなければならないという根拠となっておりまして、まずそちらが先行しているといったところでございます。

それで、報酬額につきましては、先ほど申し上げたとおり、1市5町でその辺の額には決定をしたと。町の非常勤職員という形になりますので、当然、公務災害の対象になってくるといった考え方でございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

ということは、今回この条例の改正を提案するに当たっては、町の法律が変わったから今回提案したのか、今までは、そこの条文の非常勤職員の適用の部分を漏らしていたがために、いろいろな経緯の中で、これは町のほうで非常勤職員の待遇を与えなくてはいけないんだよということが改めてわかって、今回提案しているのか。そこら辺の流れをお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新）

まず、鳥獣被害対策実施隊員を組織しなければこの適用になりませんが、それは10月1日から施行しないといけないといったところがありまして、その前段で10月1日に、そういった自治体の規則を定めつつ、こういった条例改正にいたっているという形でございますので、今まであったかということではなくて、ここが新しい機会になっているという形でございます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

わかりました。要するに、26年10月1日という施行日というんですか、流れがあるということで理解をいたしました。

そうすると、これの国もしくは県からの予算措置というんですか、そういうものはあるのかなのか。100%これはあくまで自治体の市町村長の中で面倒をみていくんだよという国の考え方なのか。そこら辺を再度、確認したいと思います。

○議長（小林哲雄）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新）

国等の補助の関係でございますけれども、この後、補正のところで審議をさせていただきますけれども、これは町単のお金という形でございますので、町がお金を出しているという形でございます。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

では、ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(小林哲雄)

討論はないようですので、採決を行います。議案第25号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(小林哲雄)

お座りください。起立全員によって、可決されました。